

東京都肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する実施要綱

4 福保保疾第1436号
令和4年11月28日

(目的)

第1 この要綱は、東京都肝炎コーディネーター（以下「肝炎コーディネーター」という。）を養成し、都民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、東京都（以下「都」という。）の肝炎対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2 肝炎コーディネーターとは、東京都肝炎医療コーディネーター（以下「肝炎医療コーディネーター」という。）と東京都肝炎対策コーディネーター（以下「肝炎対策コーディネーター」という。）を総称したものをいう。

2 肝炎医療コーディネーターとは、医療機関に勤務する医師、薬剤師、看護師、医療事務等で、都が実施する肝炎医療コーディネーター養成コースを修了した者をいう。

3 肝炎対策コーディネーターとは、保健所又は区市町村職員、民間企業又は医療保険者の健康管理担当者、患者団体等に属する者で、都が実施する肝炎対策コーディネーター養成コースを修了した者をいう。

(実施主体)

第3 この事業の実施主体は、都とする。ただし、都は、事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

(基本的な役割)

第4 肝炎コーディネーターは、第7第1項又は第3項の規定による認定を受けて、肝炎に関する基本的な知識、受診の勧奨、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）への差別や偏見の解消、治療と仕事の両立への理解等に関する普及啓発を行うなど、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関、地域や職域等の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

- 2 肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第5 肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- ア ウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発
- イ 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- ウ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- エ アからウまでのほか、第4第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

- 2 肝炎対策コーディネーターの主な活動内容は、配置される機関に応じて、次に掲げるとおりとする。

(1) 保健所又は区市町村

- ア ウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発
- イ 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- ウ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- エ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- オ アからエまでのほか、第4第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 民間企業又は医療保険者

- ア 事業主、人事管理部門、従業員へのウイルス性肝炎の正しい知識等の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- オ アからエまでのほか、第4第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 患者団体等の(1)及び(2)の機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ ア及びイのほか、第4第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第6 肝炎医療コーディネーターは、東京都肝疾患診療連携拠点病院、幹事医療機関、東京都肝臓専門医療機関、検診実施医療機関又はその他医療機関に配置するものとする。

2 肝炎対策コーディネーターは、保健所又は区市町村、民間企業又は医療保険者の健康管理担当者、患者団体等に配置するものとする。

(養成及び認定)

第7 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医療機関に勤務する医師、薬剤師、看護師、医療事務等の職員

(2) 都が実施する肝炎医療コーディネーター養成コースを修了した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 都の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) 肝炎患者の療養生活に関すること

3 知事は、次に掲げる(1)から(3)までのいずれかに該当し、(4)の要件を満たすものを、肝炎対策コーディネーターとして認定するものとする。

(1) 保健所又は区市町村職員

(2) 民間企業や医療保険者において職場の健康管理を担当する者

(3) 肝炎患者の団体に属する者

(4) 都が実施する肝炎対策コーディネーター養成コースを修了した者

4 前項(4)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 肝炎対策コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 都の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) 治療と仕事の両立支援

(6) 肝炎患者の療養生活に関すること

5 知事は、第1項の規定により肝炎医療コーディネーターの認定を行ったとき又は第3項の規定により肝炎対策コーディネーターの認定を行ったときは、認定証を交付し、肝炎コーディネーター名簿に登録するものとする。

6 知事は、肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項又は第3項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿か

ら登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。

- (1) 肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 本人から認定取消の申し出があったとき
- (3) 第1項(1)又は第3項(1)から(3)までに規定する要件を満たさなくなったとき

(認定の有効期間)

第8 第7第1項又は第3項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間は、その有効期間内に第9第1項に規定する研修会を修了することで更新できるものとする。この場合において、更新後の有効期間は、第9第1項に規定する研修会を修了した日から5年となる日の属する年度の末日までとする。
- 3 前項の規定により更新した有効期間を再度更新する場合も、同項の規定を適用する。

(技能向上及び活動支援)

第9 都は、研修会の開催及び情報提供等を実施し、肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上を図り、その活動を支援するものとする。

- 2 都は、肝炎コーディネーターが配置されている医療機関のリストを都のホームページに掲載し、周知を図るものとする。

(活動報告)

第10 都は、肝炎コーディネーターに対し、その活動状況の報告を求めるものとする。

(守秘義務)

第11 肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第7第6項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 東京都肝疾患職域コーディネーターの養成及び活用に関する実施要綱（平成30年8月31日30福保保疾第964号）（以下「職域コーディネーター実施要綱」という。）は、廃止する。
- 3 廃止前の職域コーディネーター実施要綱により認定した東京都肝疾患職域コーディネーター（以下「職域コーディネーター」という。）は、この要綱による肝炎対策コーディネーターとして活動できるものとする。この場合において、肝炎対策コーディネーターの活動を継続して行うことを希望する場合は、以下（1）、（2）及び（3）の期限日までに、この要綱による第9条第1項に規定する研修会を修了しなければならない。
 - （1）平成26年度から令和2年度までの間に職域コーディネーターの認定を受けた者の期限は、令和6年度の末日までとする。
 - （2）令和3年度に職域コーディネーターの認定を受けた者の期限は、令和7年度の末日までとする。
 - （3）（1）の規定にかかわらず、職域コーディネーター実施要綱に基づく令和2年度スキルアップ研修を修了した者の期限は令和6年度の末日まで、令和3年度スキルアップ研修を修了した者の期限は令和7年度の末日までとする。
- 4 前項の規定により第9条第1項に規定する研修会を修了した者の認定の有効期間は、同研修会を修了した日から5年となる日の属する年度の末日までとする。